令和８年度第１回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

会議概要

１　**日時**　令和８年８月５日（水）午後１時３０分から午後３時１０分まで

２　**場所**　徳島県庁６階　６０１会議室

３　**出席者**

【委員】（５０音順敬称略）

小出　直史	株式会社キョーエイ　すきとく市部　部長
櫻谷　英治	徳島大学　生物資源産業学部　学部長
内藤　真由子	ケーブルテレビ徳島株式会社　営業戦略部　課長
中瀬　敬一	（特定非営利活動法人）徳島県消費者協会　常務理事
橋本　直史	徳島大学　生物資源産業学部　准教授

【県】

福良　憲市	農林水産部副部長
河井　美智子	農林水産政策課長
水口　晶子	生産流通課長
渡辺　裕恭	鳥獣対策課長
新居　宏延	農山漁村振興課中山間地域振興室長

４　**議事**

（１）多面的機能支払交付金
（２）中山間地域等直接支払交付金
（３）環境保全型農業直接支払交付金
（４）消費・安全対策交付金
（５）鳥獣被害防止総合対策交付金

５　**議事概要**

（１）多面的機能支払交付金

〔委員〕　事務支援等の試験実証の内容や具体的な効果について教えていただきたい。また、外部人材の活用やマッチングの仕組みを導入するに至った背景や目的についても詳しく説明を求めたい。

〔県〕　本交付金において、事務支援モデルの実証や外部人材の活用に重点的に取り組む背景としては、地域共同活動による保全管理において、将来５年から１０年程度のスパンで地域内の参加者が不足し、活動に支障をきたす見込みであると回答した組織が約半数に上っている（国の調査より）という深刻な課題がある。特に小規模な活動組織を中心に、活動参加者の減少、役員や事務処理担当者の高齢化、後継者不足が顕著であり、将来的に活動を継続

できなくなる懸念が生じている。県としては、これらの課題に対応し活動組織の体制強化を図るため、事務負担の軽減と外部人材とのマッチングの仕組みづくりを進めることとした。

令和７年度の具体的な実証内容としては、鳴門市と阿南市の２組織をモデル地区に選定し、県行政書士会からそれぞれ１名の行政書士を派遣して、事務支援ソフトの試験導入と効果検証を行った。効果としては、事務支援ソフトの活用により定型的な日常事務の効率化や時間短縮に寄与することが確認された。一方、高齢の構成員にとっては新しいシステムを導入すること自体が心理的な負担や大きなハードルになることも判明し、システムを使いこなすための一定のサポート期間や具体的な入力方法の支援が必要であるという課題が見えてきた。

行政書士との連携については、単なる書類作成の代行にとどまらず、引き継ぎや後継者不足に対する不安解消、会計チェックによる不祥事防止、さらには複雑な制度解釈や法的観点からのリスク管理といった面において、活動組織の負担軽減のみならず行政側の事務補完や負担軽減にも寄与することが見込まれている。

さらに、外部人材とのマッチング機会の提供については、共同活動が困難になりつつある組織に対し、「とくしま農山漁村応援し隊」や「徳島マッチボックス」を活用したマッチングの仕組みを構築した。本年度もこれを推し進めるため、８月に開催する活動組織向けの事務手続き説明会において、マッチボックスの運営会社から具体的な活用方法や登録に関する説明を行っていただくほか、「とくしま農山漁村応援し隊」についても周知を図っていく。

〔委員〕　県行政書士会と連携した事務支援モデルの試験実証と事務支援ソフトについて、令和８年度の取組予定と実証期間はどのようになっているか。

〔県〕　令和８年度においては、サポートを行うモデル組織とご担当いただく行政書士との間で、支援の具体的な内容について協議を進めている。実際には９月から実証を実施する予定であり、実績の取りまとめは令和９年３月を予定している。実施地域数については、本年度は３箇所程度で調整を行っている。

〔委員〕　市町村別の活動組織の動向や地域的な特徴はどのようなものか。また、地域の中で共同活動を牽引し、農地を維持・管理していくための「頼れるキーマン」の確保について、将来的な見通しや対策を伺いたい。

〔県〕　まず市町村別の動向については、日本型直接支払制度として開始された平成２６年度には、県全体の対象組織数は１３６組織、認定農用地面積は９，１２５ヘクタールであった。これに対し、直近の令和７年度実績（速報値）では、対象組織数は１６３組織、認定農用地面積は１０，０４６ヘクタールに達しており、県全体としては着実に拡大を続けている。しかしながら地域別には明確な特徴があり、農地維持支払の対象面積を見ると、阿南市（２，６３５ヘクタール、３８組織）と阿波市（２，２２６ヘクタール、１５組織）の２市のみで県全体の対象面積の半分以上を占めている。このように平坦地を中心に広がりを見せる一方、中山間地域では取組組織数・対象面積ともに小規模にとどまっており、地域的な差が生じているのが現状。

次に、頼れるキーマンの確保について、本制度の大きな目的には、担い手の負担を軽減して農地集積を後押しすることが掲げられている。県としては、地域農業を牽引する担い手の皆様こそが、将来にわたって農地を守り次世代につなげていくキーマンであると位置づけている。しかしながら、現状では高齢化や人口減少により、そのキーマンとなるべき担い手の方々に事務負担が集中し、農業生産自体に支障をきたすことが課題となっており、地域内部

だけでの体制維持が困難な状況にある。そこで、担い手の皆様が本来の農業に専念し持続可能な形で組織運営ができるよう、外部人材の活用を推進してまいりたいと考えている。先ほど説明した外部人材の活用に加え、農村 RMO（農村型地域運営組織）の取組の中で人材の確保を進め、農地保全や地域活性化の取組を推進・指導する「ふるさと水と土指導員（ふる水指導員）」の確保を進めることで、本交付金の活用推進に寄与していただきたいと考えている。

また、現在、国においては、共同活動が将来にわたって継続できるよう、プッシュ型で推進していく仕組みなど、令和９年度からの制度見直しが検討されている。県としても、国の制度見直しの動向を注視しながら、市町村と連携して推進に取り組んでいく。

〔委員〕　農村 RMO の現場を見ると、実際に活動をされている方々の負担がかなり大きいのが現実である。将来的には補助金や交付金が出なくなるのではないか、という現場の不安や課題感もあるが、現場で頼りになる人材の発掘や、キーマンの育成といった取組を県としても積極的に進めていただきたい。

〔県〕　農村 RMO については、現在、県内７つの地区で取組が行われており、他県と比較しても本県での取組は多い状況。ただ、ご指摘の通り、中心となる人物がいてこそ、また母体となる組織があってこそ成立する取組である。国もこの３年間の事業として取り組んできており、現在は定額補助という形であるが、将来的には２分の１補助になるなど、今後の推進においては課題もある。そこで、この多面的機能支払交付金や、後ほどご説明する中山間地域等直接支払交付金を組み合わせ、マンパワーを補い合えるような動きもある。そうした事例をモデルとして、さらに県内へ横展開していきたいと考えている。

〔委員〕　多面的機能支払における１６１の活動組織について、各組織が活動報告を毎年提出した上で交付金を受け取る仕組みになっているのか。また、事務支援ソフトが導入されるということは、組織内でお金や書類のやり取りが多く発生していると思うが、非常にしっかりとした組織がある一方で、名目だけのようになっている組織もあるのではないか。どのような組織が集まっているのか、実態を教えていただきたい。

〔県〕　活動組織の構成について、地元の農業者だけでなく、地域住民も含めて、共同活動に参加いただける方々で組織を作っていただいている。事業期間は５年間となっており、その初年度に、この５年間でどのような活動を行うかという事業計画と活動計画を策定する。それを市町村に申請し、認定を受けることで、交付金を活用して事業に取り組むことが可能となる。さらに、その計画の中で、毎年の具体的な活動内容を決定し、交付金を活用しながら取組を進めていく。年度が終了した段階では、市町村に対して「実施状況報告書」を提出していただき、計画どおりに活動が行われたかを確認する仕組みとなっている。

また、組織の実態については、パソコン操作に長けた方が実務や事務局を担い、スムーズに事務処理を行っている組織もある。そのような組織は、引き続きその体制で取り組んでいただければと考えている。一方で、構成員が高齢の方ばかりで、パソコン操作に慣れていない方が多い組織も少なからず存在する。そうした組織に対して、行政書士の派遣や事務支援ソフトの活用を通じて、少しでも負担を軽減できるような支援を行っていきたいと考えている。

（２）中山間地域等直接支払交付金

〔委員〕　棚田地域の振興活動における農産物のブランド化について、具体的な動きや実績を教えていただきたい。

〔県〕　既に取組を実施している上勝町では、一部地域（樫原の棚田など）で「棚田米」としてブランド化が進んでいる。今回目標を掲げている神田集落などでは、自らの地域名が入った米袋を作成し、新たに直売所等で販売するなどの具体的な取組を開始している。棚田には毎年多くの方が景観を楽しみに訪れるが、景色だけでなく、そこで栽培された農産物にも目を向けていただき、購入していただくためのきっかけづくりとして、ブランド化に取り組んでいる。

〔委員〕　協定維持に向けた現場レベルでの対応、及びネットワーク化や統合にかかる専門家派遣事業で想定している専門家について伺いたい。

〔県〕　本交付金は５年間の活動継続が必要であり、期間満了ごとに協定数が減少しているのが実情。そのため、第６期対策への移行にあたり、まずは市町村の担当者を対象とした新制度の説明会を実施し、個別集落からの相談にも市町村と連携して対応してきた。また、令和７年度には、実態や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、他地域の参考となる優良事例をまとめたパンフレットを作成・配布した。専門家派遣事業については、地域の実情に詳しく、これまでの地域計画策定等において集落の合意形成をサポートしてきた実績のある専門家（コンサルタント等）への委託を想定しており、近々プロポーザル方式で公募を開始する予定。

〔委員〕　中山間地域は制度による支援だけでは追いつかないほど疲弊しており、先が見えないというのが実態である。本制度は国の制度であり県が独自に運用することはできないが、今後国が直接支払制度の改正を行っていく際、県として「人」や「コーディネーターを担う組織」に対する支援を強化するよう国に要望していくことは可能か。オーストリアでは現地で活動を連携・調整する人や組織へのマンパワー支援が手厚く行われていた。土地に対する支援だけでなく、地域をコーディネートする自治体職員や農協、各種組織に対する支援を行えるような制度設計を国に対して提言していくべきだと考えるがいかがか。

〔県〕　確かに、事業を実際に動かしているキーマンの事務負担が非常に大きいことから、外部のコーディネーターのような人材をしっかりと確保することが極めて重要である。

資金面での懸念については、市町村レベルでは「推進交付金」があるので、これを積極的に活用して事務局経費等に充てていただくよう促していく。また、集落レベルにおいても各種の加算措置が用意されており、それらを活用して事務局の運営経費や人材の雇用費用に充てることが可能であるが、集落内での合意形成が難しいという地域課題もある。県としても、こうした加算措置を活用した先進事例の周知にしっかりと取り組んでいく。

国に対する要望についても、予算の確保はもちろんのこと、あらゆる機会を捉えて、現場の声や支援の重要性を国に対して積極的に要望してまいりたいと考えている。

〔委員〕　棚田加算の目標設定について、神山町の大久保集落が「お米の販売価格を３５０円／kgから５００円／kgに引き上げる」「年間８０万円の売上を達成する」といった非常に具体的で数値化された目標を掲げているのは、非常に分かりやすくて素晴らしい取組だと感じる。

〔県〕　ありがとうございます。具体的な目標を設定していただくことで、関係者のモチベーション維持にもつながるので、今後もしっかりとサポートしていく。

（３）環境保全型農業直接支払交付金

〔委員〕　制度のメニューにある「地域特認取組」について、国が一律で定めた「全国共通取組」との違いは何か。また、他県での承認状況や徳島県における設定状況を教えていただきたい。

〔県〕　全国共通取組は国が一律で定めたメニューであるのに対し、地域特認取組は都道府県知事が地域の実情に応じて特に必要と認める取組。ただし、一定の要件を満たした上で、技術的な検証や専門家の意見を踏まえて国から承認される必要があり、承認された都道府県以外では適用できない。令和８年４月時点では、福井県（水稲とそばを対象としたIPMと組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培）、三重県（大豆を対象とした畦畔の機械除草および化学肥料・化学合成農薬不使用栽培）、滋賀県（水稲を対象とした樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し、水稲を対象とした殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培）の３県で計３件が承認されているが、徳島県においては現在設定されていない。

〔委員〕　小松島市で実施されている「炭の投入」の実態について教えていただきたい。

〔県〕　炭の投入は、炭を土壌に施用する取組で、炭素を長期間土壌に留めることで地球温暖化防止に寄与する効果がある。小松島市では１つの団体が実施しているが、農業者に確認したところ、もみ殻の処理に困っていたため、もみ殻燻炭を自ら製造し、有効に活用できているという声がある一方で、炭化作業中に常に見守りが必要であることや、煙や臭いが発生するため周囲への配慮が必要であり、取組の拡大には課題があるとの意見もいただいている。

〔委員〕　制度における「GAP（農業生産工程管理）」の位置付けと、令和９年度に予定されている制度見直しに対する県のスタンスについて伺いたい。

〔県〕　GAPの位置付けについては、平成３０年度（２０１８年度）の改正において国際水準GAPの実施が要件化されたが、その後、令和４年度（２０２２年度）の改正により、みどりの食料システム戦略を踏まえた「みどりのチェックシート（環境負荷低減チェックシート、「みどりチェック」チェックシート）」の取組の実施が要件となった。これに伴い、GAPの実施は必須要件ではなくなり、GAP認証を取得している場合はチェックシートの提出を省略できるという位置付けに変更されている。

２点目の、令和９年度（２０２７年度）に予定されている制度見直しに対する県のスタンスについては、見直しにあたり、支援対象を「みどり認定者」とする方向性が示されているため、現在取り組んでいる農業者が引き続き交付金を受け取れるよう、市町村や農業支援センターと連携して認定の取得に向けた働きかけを行っていく。また、５年間を限度とする支援期間制限については、６年目以降、新たなほ場での取組や、慣行農業から有機農業への転換などが検討されているが、国において具体的な事業要件や支援対象取組についても、まだ検討中の段階であるので、詳細が分かり次第、適切に対応していく。

〔委員〕　本県で有機農業に取り組まれている作物は米がメインと思うが、野菜や果樹などで取り組まれている主な品目があれば教えていただきたい。また、実施面積や交付額において阿南市や阿波市が上位を占めているが、これらの地域では何か独自に有機農業を広げる取組を行っているのか。

〔県〕　作物の種類についてですが、おっしゃるとおり、水稲の有機農業が大きな面積を占めている。果樹では、例えば、県西部の山間部等ではゆずで有機 JAS 認定を取得している農業者がいらっしゃる。野菜の場合は、コマツナなど葉物野菜が多い傾向にありますが、多品目の野菜を栽培されている農業者が比較的多い印象。

また、阿南市や阿波市が上位を占めている理由としては、そもそもこれらの地域が水稲栽培の盛んな農業地帯であり、平坦で条件が整っていることが挙げられる。さらに、独自の農業施策が農業者の取組を後押しし、面積の拡大につながっているのではないかと考えている。

（４）消費・安全対策交付金

〔委員〕　アザミウマ類の薬剤感受性を調査する「検査キット」の試験結果について教えていただきたい。

〔県〕　従来の検定方法では、作物を栽培するところから薬剤を散布するまでに多大な時間と手間がかかっていた。今回、アザミウマ類を対象に開発された試作の簡易薬剤感受性検査キットを用い、ナス、キュウリ、イチゴで発生するアザミウマで死虫率を検証した。その結果、試験を行った６剤のうち、４剤は従来法と同等の結果が得られた一方、２剤で結果に差異が生じた。今後も実用化に向けて検討を継続していく。

〔委員〕　農薬管理指導士に認定された６９名における農業従事者や若者の割合はどのようになっているか。

〔県〕　この研修は、農業従事者ではなく、主に農薬販売店や防除業者、ゴルフ場管理者などを対象としている。受講者の年齢層を調べたところ、６５歳以下が全体の約九割（６２名）を占めていた。なお、農業従事者に対しては、農薬使用適正アドバイザー認定研修会を実施させていただいているところ。

〔委員〕　リーフレタスの残留農薬試験において、なぜ残留基準値を超過するおそれがあったのか、原因を教えていただきたい。

〔県〕　本県における冬期のリーフレタス栽培は、一般的な露地栽培とは異なり、防寒・防風のために「ビニールトンネル」を被せて栽培する方式が主流。そのため、散布した農薬が雨で流れにくい等、農薬が残留しやすい環境が作られている。今回の調査により、全国共通の基準どおりに使用した場合、本県特有の栽培方式では残留濃度が高くなるリスクがあることが判明したため、県独自のルールとして使用回数を制限することとしたもの。

〔委員〕　以前、栽培や防除の記録をデジタルで管理するアプリの導入を県として推奨されていたと記憶している。私のところでも４年ほど前に、生産者に向けてそうしたアプリの案内があったが、現在、そのアプリの利用率や普及状況はどのようになっているか。民間アプ

リが多くあると思うが、徳島県で独自に開発された仕組み等もあったのか。パッケージとしての案内があったように思うが、現状について教えていただきたい。

〔県〕　私の方で今すぐ詳細なデータを持ち合わせていない状況。おっしゃるとおり、現在は民間から非常に多くの優れた栽培管理アプリが提供されており、生産者が自らの判断でそれらを活用されているケースが非常に多いと認識している。確認をしておく。

（５）鳥獣被害防止総合対策交付金

〔委員〕　「新技術の実証」について、具体的にどのような技術を指すのか。また、それらを導入することによる具体的な効果やメリットを教えていただきたい。

〔県〕　新技術とは、野生鳥獣の生息状況や被害発生箇所に関するデータを収集し、IoT による見える化を図り、より効率的・効果的な被害防止対策を実践するための技術のこと。具体的には、スマート罠や、AI を搭載したセンサーカメラ、防護柵を監視するセンサーなどの「自動で監視し通知する技術（IoT）」と、目撃情報の共有アプリや、被害データのクラウド管理、ドローンを用いた生息状況調査などの「人間が情報を共有し可視化する技術（ICT）」がある。これらを組み合わせることで、わなの２４時間監視データ（IoT）を ICT システムに集約し、地域全体で効率的な分析・対策を行うことが可能となる。

〔委員〕　イノシシとサルの捕獲数が減少傾向にある理由、およびシカのジビエ利用頭数が増加している背景について教えていただきたい。

〔県〕　イノシシの減少については、令和４年７月に県内で初めて野生イノシシから豚熱（CSF）の感染が確認されており、これ以降は豚熱の感染拡大により個体数の顕著な減少が見られ、捕獲数減少の主な要因となっている。サルについては、捕獲数が大きく減少した令和５年度と令和７年度において、山林部でシイやカシなどの木の実が豊作（表年）であったため、山の中に十分な餌があり、農作物被害や人里に設置されたわなにかかる機会が減少したことが原因と考えられる。

また、シカのジビエ利用数の増加についてですが、県では捕獲した鳥獣を中山間地域の新たな地域資源として捉え、平成３０年度より「阿波地美栄（あわじびえ）」としてブランド化し、安定供給と消費拡大に取り組んできた。特に、処理加工施設の整備を進め、平成３０年には８施設であった稼働施設が１４施設にまで増加したことで、受入体制が整い、平成２８年度以降、順調に利用頭数が増加している。

〔委員〕　野生鳥獣の捕獲や被害について、地域別の特徴があれば教えていただきたい。例えば、東部、西部、南部といった地域でいうとどの地域に多いのか、雑感で構わないので、情報があればお願いしたい。

〔県〕　イノシシは比較的全域で広く捕獲されている。シカについては、主に険しい山岳地帯に多く生息しているため、西部の山間部や南部の山間部における捕獲・被害が非常に多い状況。これらの地域から山を降りてくる形で、徐々に中山間地域や平坦地に近い場所でも被害が見られるようになっている。また、サルについても、特定の群れが定着している山間部を中心に被害が発生している。イメージとしては、山間部ほどシカの被害が深刻で、イノシシは全域に広がっている、という形で捉えていただければと思う。

〔委員〕　現在、本県において狩猟免許を持たれている猟師の方々の人数は、どのような推移をたどっているのか。増えているのか、あるいは横ばいなのか、実態について教えていただきたい。最近、「わな猟はそうでもないが、銃猟をする人が少なくなってきている」といった声も聞くが、そうした情報があればお願いしたい。

〔県〕　本県の狩猟免許取得者数について、わなだけ、わなと銃と両方、といった方が含まれているが、令和７年度時点で２，８８０名となっている。令和３年度は２，９００名であったので、全体としては緩やかに減少している。高齢化の実態については、現在持ち合わせているデータでは、免許取得者のうち６０歳以上が約６割を占めており、高齢化が非常に進んでいる。若手の確保に向けた取組としては、若い世代に狩猟に関心を持ってもらうため、実際に狩猟の魅力を体験できる「ハンティングスクール」を開設し、免許取得へのハードルを下げる取組を行っている。

〔委員〕　最近、全国的にクマの出没や被害がニュースになっている。四国に生息するクマは２０数頭と聞く。本県におけるクマの被害は聞かないが、今後、もし被害が発生した場合の体制などがあれば教えていただきたい。

〔県〕　四国におけるツキノワグマは、絶滅の危機に瀕しているとされている。野生のクマが安定して存続・世代交代していくためには、最低でも１００頭程度のグループが必要とされているが、四国全体での推定生息数は２６頭と非常に少なく、このままでは絶滅してしまうのではないかとも言われている。そのため、基本的には保護活動が中心となる。一方で、クマは非常に危険な動物でもあり、法律でも指定されている。本県においては、住民の皆様がクマと遭遇すること自体がまずないので、本州や北海道のように頻繁に出没するような状況にはない。しかし、そのために我々も実戦での捕獲や有害駆除の経験を積む機会がほとんどない、という状況。

もし、シカやイノシシを獲るためのわなにクマが誤ってかかってしまった場合（錯誤捕獲）は、専門の業者が対応し、２時間程度で現地に駆けつける体制を整えている。捕獲したクマは、人里を恐れるよう学習（学習放獣）させた上で、速やかに山奥へ戻すという対応を行っている。今後もこうした体制で臨むことになるかと考えている。